

明細書の交付について

平成30年度の診療報酬改定において、一部負担金の支払いがない患者さんについても、患者さんに対する情報提供を推進していく観点から、明細書を無償で交付することが義務付けられました。

平成30年4月1日以降は、各受付で明細書を必ずお受け取りになってからお帰りになりますようお願いいたします。

明細書は個人情報に記載されておりますので、取扱いには、次の点にご留意ください。

- ① 明細書を他人に見せない(渡さない)。
- ② 当センターのゴミ箱、外出先のゴミ箱などに捨てない。
- ③ 捨てる際には、名前を塗りつぶすなど、個人が特定できないようにする。

明細書を必ず受け取ってから
お帰りください！

